

日南市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、日南市広告事業実施要綱（平成 21 年制定）第 6 条第 2 項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報であるものとし、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持てるものでなければならないものとする。

(規制業種又は事業者)

第3 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗に類似する業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関わるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたっているもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更正手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第4 次の各号に定めるものに係る広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉き損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 国内世論等が大きく分かれているもの
 - ケ その他社会的に不適切と思われるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(表示等に関する注意)

第5 広告の表示に関し、注意しなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (2) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) 無料で参加・体験できるものの広告について、費用のかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。
- (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告については、広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。また、広告主の所在地、連絡先を明示すること。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。
- (5) 肖像権及び著作権については、無断使用がないか確認すること。

- (6) 宝石の販売に関する広告については、虚偽の表現に注意し、公正取引委員会に確認すること。
- (7) 個人輸入代行業等の個人営業の広告については、その旨を明記すること。
- (8) アルコール飲料の広告については、未成年者飲酒禁止の文言を明確に表示するとともに、飲酒を誘発するような表現を禁止すること。

附 則

この基準は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。